

平成 1 9 年度 まちづくり懇話会実施状況

1 実施状況

日 時	時間	開催場所	参加人数
6 月 1 0 日 (日)	19:00～21:00	北永井第 3 区	4 8
6 月 1 6 日 (土)	19:00～21:10	藤久保第 1 区	5 3
6 月 1 7 日 (日)	10:00～12:00	藤久保第 3 区	5 2
〃	19:00～21:00	藤久保第 2 区	4 0
6 月 2 3 日 (土)	19:00～21:00	竹間沢第 1 区	4 9
6 月 2 4 日 (日)	14:00～16:00	藤久保第 5 区	7 8
〃	19:00～21:00	上富第 2 区	1 9
6 月 3 0 日 (土)	19:00～21:00	北永井第 2 区	5 1
7 月 1 日 (日)	19:00～21:00	藤久保第 4 区	4 8
7 月 6 日 (金)	19:00～21:00	上富第 1 区	3 6
7 月 7 日 (土)	19:00～21:00	みよし台第 1 区	7 6
7 月 8 日 (日)	14:00～16:00	北永井第 1 区	4 3
〃	19:00～21:00	上富第 3 区	2 2
7 月 1 4 日 (土)	19:00～21:00	藤久保第 6 区	4 0
計			6 5 5

※ 参加者の平均人数は、4 6 . 7 人

2 分野別意見集計表

分 野		件数(件)	出現率(%)
自然・公園		2 3	9.79
都市計画		9	3.83
道路・交通		4 2	17.87
健康・福祉		1 9	8.09
防犯・防災		1 2	5.11
環境衛生		1 1	4.68
教育・文化		1 2	5.11
産業・観光		8	3.40
まちづくり全般		2 7	11.49
個 別 課 題	スマート I C	1 1	4.68
	中央公民館・健康福祉施設	1 3	5.53
	雨水・河川対策	3 1	13.19
	高層マンション計画	8	3.40
	行政区・集会所	9	3.83
計		2 3 5	100.00

3 主な意見

自然・公園	・大きな公園の整備について ・雑木林の管理協定について ・多目的広場、緑地公園ほか庁舎周辺の整備について ・こぶしの里周辺の整備について ・上富地域の緑の保全について	自治・防犯・防災	・防犯灯について ・防災無線について ・自主防犯・防災活動について ・耐震診断について ・交番の設置について ・新設の集会所について ・掲示板の設置について
都市計画	・高層マンションの建設と高さ制限条例について ・計画的なまちづくりの実施について ・用途地域の見直しについて	環境・衛生	・ごみの不法投棄について(パーキング周辺等) ・地球温暖化対策について ・ごみゼロ運動について ・ごみステーションについて
道路・交通	・スマートICフル化車種拡大について ・スマートIC周辺道路整備について ・都市計画道路の整備について ・歩道の整備について ・ライフバスの充実について ・信号の設置について ・県道の整備・交通規制について ・道路の拡幅・整備について ・東西道路、役場アクセス道路等の整備について	教育・文化・スポーツ	・中央公民館建て替え計画について ・高齢大学について ・コピスみよしの運営について ・子ども専用スポーツ施設について ・図書館の予算について ・給食センターの整備について
下水(雨水)	・集中豪雨時の雨水対策について ・雨水排水管の整備について ・大規模開発に伴う雨水対策について ・豪雨時の人的体制について ・日常の雨水ます等の点検について	産業・観光	・三芳ブランド等特色あるまちづくりについて ・遊休農地の利用(埃対策)について ・多福寺のトイレ改修について
健康・福祉	・福祉施設の整備について ・年金の納付記録について ・国民健康保険税について ・保育施設の充実について ・こども医療費について	まちづくり全般	・市町村合併について ・行政改革について ・総合振興計画について ・まちづくり懇話会について ・窓口サービスの向上について

三芳町まちづくり懇話会実施要綱

平成19年5月1日

三芳町告示第128号

(目的)

第1条 この要綱は、三芳町まちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を実施することにより、住民の声を町政運営に反映させ、もって住民が主役となった参加型まちづくりの進展に寄与することを目的とする。

(実施方法)

第2条 懇話会は、町長が毎年度定める一定の期間において、開催日時等を対象団体等の代表と調整の上決定し、開催するものとする。

2 懇話会の内容は、原則として次のとおりとする。

- (1) 町からの主要な施策に関する情報提供
- (2) 住民からの町政全般に関する意見や提案
- (3) 前2号に基づく情報交流、意見交換等

3 懇話会の開催場所は、行政連絡区の各集会所、公民館等の公共施設とする。

(対象)

第3条 前条第1項の対象団体等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 14行政連絡区
- (2) 前号に掲げるもののほか、町内に活動の拠点を置く公益的な団体で、町長が必要と認めたもの

(周知)

第4条 対象団体等の代表者は、原則として第2条の開催日時等について団体内に周知する。

2 前項に定めるもののほか、町長は必要に応じて第2条に規定する一定期間内の開催概要について、町全体に周知する。

(町の出席者)

第5条 懇話会における町の出席者は、町長及び町長が指定する職員とする。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。